## 静岡県告示第819号

地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱(平成27年静岡県告示第330号)の一部を次のように改正する。 令和2年12月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

別表を次のように改める。

## 別表

表						
	補助の対象					
番 号	事業の区分	事業の内容	対象経費	補助 基準額	補助額	
1	対面相談事業	平成28年4月1	次に掲げる区分に応じ、そ	知事が必	次に掲げる区分	
		日付け社援発	れぞれに定める経費	要と認め	に応じ、それぞ	
		0401第23号厚生	(1) 事業者又は市町が地域	た額	れに定める額	
		労働省社会・援	自殺対策強化事業を実施		(1) 事業者又は	
		護局長通知別紙	する場合 事業の実施に		市町が地域自	
		「地域自殺対策	要する経費のうち、報		殺対策強化事	
		強化事業実施要	酬、賃金、給料、職員手		業を実施する	
		綱」(以下「国	当等、報償費、旅費、需		場合補助対	
		実施要綱」とい	用費、役務費、使用料及		象経費の実支	
		う。)3(1)に該当	び賃借料、工事費(電話		出額と補助基	
		する事業	相談事業に必要な電話回		準額とを比較	
			線の工事に伴うものに限		していずれか	
			る。)、備品購入費、委託		少ない額と、	
			料(上記の経費に限		総事業費から	
			る。)、負担金並びに補助		寄附金その他	
2	電話相談事業	国実施要綱3(2)	金。ただし、恒常的職員		の収入額を控	
		に該当する事業	等に係る人件費等の経常		除した額とを	
3	人材養成事業	国実施要綱3(3)	的な経費を除く。		比較していず	
		に該当する事業	(2) 市町が地域自殺対策強		れか少ない額	
4	普及啓発事業	国実施要綱3(4)	化事業を行う事業者に補		に2分の1を	
		に該当する事業	助する場合 事業の実施		乗じて得た額	
5	自死遺族支援	国実施要綱3(5)	に要する経費のうち、報		(算出された	
	機能構築事業	に該当する事業	酬、賃金、給料、職員手		額に1,000円未	
6	計画策定実態	国実施要綱3(6)	当等、報償費、旅費、需		満の端数が生	
	調査事業	に該当する事業	用費、役務費、使用料及		じた場合は、	
			び賃借料、工事費(電話		これを切り捨	
			相談事業に必要な電話回		てた額)以内	

			線の工事に伴うものに限	(2) 市町が地域
			る。)、備品購入費、委託	自殺対策強化
			料(上記の経費に限	事業を行う事
			る。)、負担金並びに補助	業者に補助す
			金について、市町が補助	る場合 市町
			する場合における当該補	が補助するの
			助に要する経費	に要する経費
				と補助基準額
				とを比較して
				いずれか少な
				い額に2分の
				1を乗じて得
				た額(算出さ
				れた額に1,000
				円未満の端数
				が生じた場合
				は、これを切
				り捨てた額)
				以内
7	若年層対策事	国実施要綱 3 (7)	次に掲げる区分に応じ、そ	次に掲げる区分
	業	に該当する事業	れぞれに定める経費	に応じ、それぞ
8	SNS相談事	国実施要綱3(8)	(1) 事業者又は市町が地域	れに定める額
	業	に該当する事業	自殺対策強化事業を実施	(1) 事業者又は
9	深夜電話相談	国実施要綱3(9)	する場合 事業の実施に	市町が地域自
	強化事業	に該当する事業	要する経費のうち、報	殺対策強化事
10	自殺未遂者支	国実施要綱3個	酬、賃金、給料、職員手	業を実施する
	援事業	に該当する事業	当等、報償費、旅費、需	場合補助対
11	災害時自殺対	国実施要綱3(11)	用費、役務費、使用料及	象経費の実支
	策継続支援事	に該当する事業	び賃借料、工事費(若年	出額と補助基
	業		層対策事業及び災害時自	準額とを比較
			殺対策継続支援事業に係	していずれか
			る電話相談事業、SNS	少ない額と、
			相談事業並びに深夜電話	総事業費から
			相談強化事業に必要な電	寄附金その他
			話回線の工事に伴うもの	の収入額を控
			に限る。)、備品購入費、	除した額とを

	援・連携体制 構築事業	に該当する事業	れぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域	に応し、それぞれに定める額
14				次に掲りる区分に応じ、それぞ
12	自殺未遂者支	国実施要綱3(12)	次に掲げる区分に応じ、そ	次に掲げる区分
				以内
				り捨てた額)
				が生じた場合は、これを切り
			助に要する経費	円未満の端数
			する場合における当該補	れた額に1,00
			金について、市町が補助	た額(算出さ
			る。)、負担金並びに補助	2を乗じて得
			委託料(上記の経費に限	い額に3分の
			に限る。)、備品購入費、	いずれか少な
			話回線の工事に伴うもの	とを比較して
			相談強化事業に必要な電	と補助基準額
			相談事業並びに深夜電話	に要する経費
			る電話相談事業、SNS	が補助するの
			殺対策継続支援事業に係	る場合・市町
			層対策事業及び災害時自	業者に補助す
			び賃借料、工事費(若年	事業を行う事
			用費、役務費、使用料及	自殺対策強化
			当等、報償費、旅費、需	(2) 市町が地域
			酬、賃金、給料、職員手	てた額)以内
			に要する経費のうち、報	これを切り捨
			助する場合 事業の実施	じた場合は、
			化事業を行う事業者に補	満の端数が生
			(2) 市町が地域自殺対策強	額に1,000円
			的な経費を除く。	(算出された
			等に係る人件費等の経常	乗じて得た額
			金。ただし、恒常的職員	に3分の2を
			る。)、負担金並びに補助	れか少ない額

	T	1	1	1
14	ハイリスク地	国実施要綱3[14]	酬、賃金、給料、職員手	業を実施する
	対策事業	に該当する事業	当等、報償費、旅費、需	場合補助対
15	地域特性重点	国実施要綱3(15)	用費、役務費、使用料及	象経費の実支
	特化事業	に該当する事業	び賃借料、工事費(ハイ	出額と補助基
			リスク地対策事業に係る	準額とを比較
			工事並びに災害時自殺対	していずれか
			策事業及び地域特性重点	少ない額と、
			特化事業に係る電話相談	総事業費から
			事業に必要な電話回線の	寄附金その他
			工事に伴うものに限	の収入額を控
			る。)、備品購入費、委託	除した額とを
			料(上記の経費に限	比較していず
			る。)、負担金並びに補助	れか少ない額
			金。ただし、恒常的職員	に10分の10を
			等に係る人件費等の経常	乗じて得た額
			的な経費を除く。	(算出された
			(2) 市町が地域自殺対策強	額に1,000円未
			化事業を行う事業者に補	満の端数が生
			助する場合 事業の実施	じた場合は、
			に要する経費のうち、報	これを切り捨
			酬、賃金、給料、職員手	てた額)以内
			当等、報償費、旅費、需	(2) 市町が地域
			用費、役務費、使用料及	自殺対策強化
			び賃借料、工事費(ハイ	事業を行う事
			リスク地対策事業に係る	業者に補助す
			工事並びに災害時自殺対	る場合 市町
			策事業及び地域特性重点	が補助するの
			特化事業に係る電話相談	に要する経費
			事業に必要な電話回線の	と補助基準額
			工事に伴うものに限	とを比較して
			る。)、備品購入費、委託	いずれか少な
			料(上記の経費に限	い額に10分の
			る。)、負担金並びに補助	10を乗じて得
			金について、市町が補助	た額(算出さ
			する場合における当該補	れた額に1,000
			助に要する経費	円未満の端数
1			,	7 7 7 7 11 4 7 7 11 11 27 4

		が生じた場合
		は、これを切
		り捨てた額)
		以内

## 附則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。